

みなとみた

2026 9
No.177

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～12

第77回「全国労働衛生週間」を10月に実施／東京都最低賃金を1,280円に上げます／賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和7年)を公表します／令和7年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分)／令和7年度 総合労働相談の実施状況／パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 13～14

最近の雇用失業情勢／最低賃金の確認をお願いします!!

協会だより ● 15～16

新入会員のご紹介／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



第77回「全国労働衛生週間」を10月に実施

～「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」～

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で77回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

今年度のスローガンは、働く方ひとりひとりが貴重な人材であることを念頭に、心身ともに健康を保ち、生き生きと働き続けることができる職場づくりを目指していくことを表しています。

東京都最低賃金を 1,280 円に上げます

= 発効日は令和 8 年 10 月 1 日です =

東京労働局長は、東京都最低賃金を 54 円引き上げ、時間額 1,280 円に改正することを決定し官報公示を行いました。

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年 6 月 30 日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8 月 5 日、現行の時間額 1,226 円を 54 円引き上げて 1,280 円に改正する（引上率 4.4%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て東京都最低賃金を時間額 1,280 円とする決定を行い、9 月 1 日官報公示を行いました。

効力発生日は令和 8 年 10 月 1 日です。

東京労働局では、引き続き改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

〈参 考〉

1. 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2. 過去 10 年間の改正状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
引上げ額	25 円	26 円	27 円	28 円	0 円
引上げ率	2.76%	2.79%	2.82%	2.84%	0.00%
時間額	932 円	958 円	985 円	1,013 円	1,013 円

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
引上げ額	28 円	31 円	41 円	50 円	63 円
引上げ率	2.76%	2.98%	3.82%	4.49%	5.42%
時間額	1,041 円	1,072 円	1,113 円	1,163 円	1,226 円

3. 関係法令

○最低賃金法第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

賃金不払が疑われる事業場に対する 監督指導結果（令和7年）を公表します

厚生労働省は、このたび、令和7年に賃金不払が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導（立入調査）の結果を取りまとめましたので、監督指導での是正事例や送検事例とともに公表します。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払事案の解消に向け、監督指導等を徹底していきます。また、倒産により解決が困難な事案については、「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用してまいります。

【監督指導結果のポイント】

- 1 令和7年に全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。（※1, 2）
 - (1) 件数 22,605件（前年比251件増）
 - (2) 対象労働者数 173,016人（同12,181人減）
 - (3) 金額 128億5,782万円（同43億5,331万円減）
- 2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和7年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。（※3）
 - (1) 件数 21,731件（96.1%）
 - (2) 対象労働者数 167,828人（97.0%）
 - (3) 金額 109億9,703万円（85.5%）

※1 令和7年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。

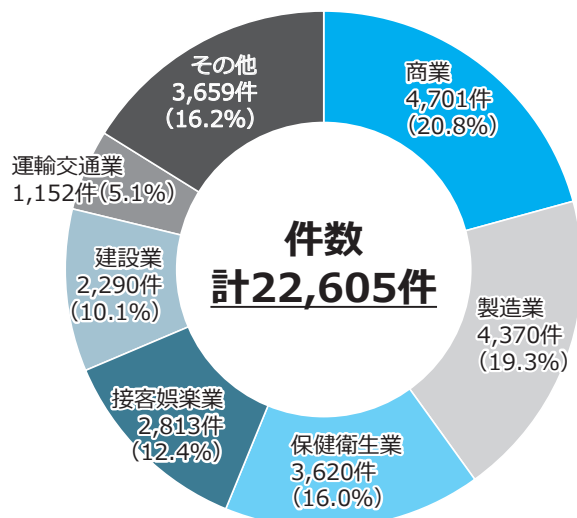
※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。

※3 不払賃金が一部のみ支払われたものも含まれます。



業種別の監督指導状況（令和7年）

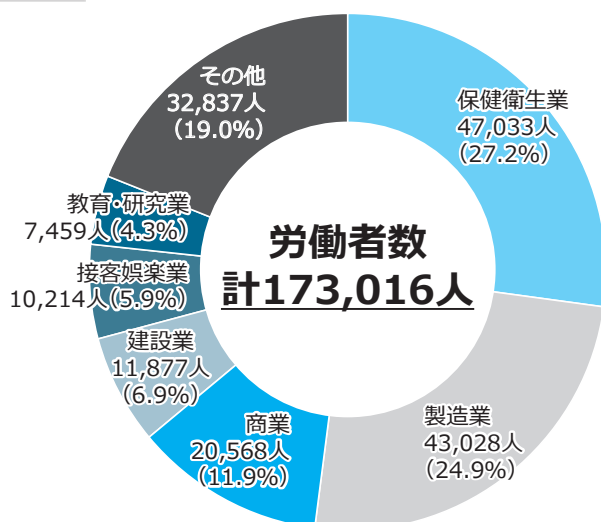
①件数



(※) その他の内訳

教育・研究業	598件	(2.6%)
清掃・と畜業	567件	(2.5%)
金融・広告業	224件	(1.0%)
農林業	193件	(0.9%)
貨物取扱業	75件	(0.3%)
畜産・水産業	65件	(0.3%)
その他	1,937件	(8.6%)

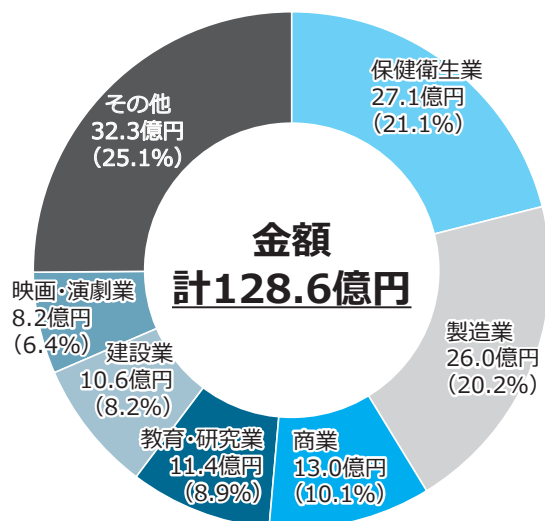
②対象労働者数



(※) その他の内訳

運輸交通業	6,853人	(4.0%)
清掃・と畜業	3,295人	(1.9%)
金融・広告業	1,279人	(0.7%)
映画・演劇業	920人	(0.5%)
農林業	737人	(0.4%)
貨物取扱業	575人	(0.3%)
その他	19,178人	(11.1%)

③金額



(※) その他の内訳

接客娯楽業	6.7億円	(5.2%)
運輸交通業	4.8億円	(3.7%)
清掃・と畜業	2.1億円	(1.6%)
通信業	2.0億円	(1.6%)
金融・広告業	1.7億円	(1.3%)
農林業	0.6億円	(0.5%)
その他	14.4億円	(11.2%)

監督指導による是正事例（令和7年）

■ 事例1（業種：自動車・同付属品製造業） ■

● 事案の概要

始業直前・終業直後の15分間について、一律に切り捨てており、その分の賃金が支払われていないとの情報を受け、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、以下の実態が認められた。

- ・ ICカードで労働時間を管理しているが、始業直前・終業直後の15分間について、業務に従事していたか否かにかかわらず、一律に切り捨てる処理を行っていた。
- ・ 当該処理は慣例となっており、労働者によっては、当該15分間に業務に従事していた可能性は否定できないものであった。

● 労働基準監督署の指導

- ・ 過去の時間外労働の実態調査や労働時間の適正な把握について指導

過去に遡って各労働者から事実関係の聞き取りを行うなどの実態調査を実施の上、実際の支払額との差額の割増賃金の支払が必要となる場合には、追加で支払うこと。

また、労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施すること。

● 事業場の対応

- ・ 過去に遡って実態調査を実施したところ、始業開始・終業直後の15分間に業務に従事していた労働者が複数おり、割増賃金の不払が認められたため、追加で差額の割増賃金を支払うとともに、これまで行ってきた一律の切捨て処理を廃止し、始業直前・終業直後であっても、業務に従事していた時間については割増賃金を支払うこととした。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

〈労働時間の考え方〉

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。

たとえば、使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間は労働時間に該当します。

〈労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置〉

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされています。

■ 事例2（業種：建設資材等の卸売業） ■

● 事案の概要

固定残業代制度を採用しているものの、割増賃金が十分支払われていないとの情報を受け、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、一部の労働者について以下の実態が認められた。

- ・ 固定残業代として月20時間分の割増賃金が支払われており、出退勤や時間外労働の状況は把握されていたものの、20時間を超過した時間外労働については、固定残業代を支払っていることを理由に確認・管理を行っておらず、割増賃金が支払われていなかった。
- ・ また、深夜労働に対する割増賃金も支払われていなかった。

● 労働基準監督署の指導

- ・ 割増賃金の適正な支払については是正勧告（労働基準法第37条違反）

月20時間を超える時間外労働に対する割増賃金を再計算し、固定残業代として支払った割増賃金との差額、及び深夜労働に対する割増賃金を支払うこと。

- ・ 過去の時間外労働の実態調査や労働時間の適正な把握について指導

過去に遡って各労働者から事実関係の聞き取りを行うなどの実態調査を実施の上、実際の支払額との差額の割増賃金の支払が必要となる場合には、追加で支払うこと。また、労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施すること。

●事業場の対応

- ・過去に遡って実態調査を行いつつ、正しい時間外及び深夜労働時間数を算出し、再計算の上、追加で差額の割増賃金を支払った。
- ・月20時間を超える時間外労働時間数や、深夜労働時間数について確実に確認の上、割増賃金を支払うこととした。

割増賃金の適正な支払

〈固定残業代〉

時間外労働等に対する割増賃金を基本給や諸手当にあらかじめ含める方法で支払う場合には、

- ・就業規則等において、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別できるようにする必要があること
- ・割増賃金に当たる部分の金額が、実際の時間外労働等の時間に応じた割増賃金の額を下回る場合には、その差額を支払う必要があること

に留意が必要です。

送検事例（令和7年）

■ 事例1 労働者7名に定期賃金の全額を支払わなかった疑い ■

●事案の概要

労働者から定期賃金が全額不払であるとの相談を受け、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、定期賃金の全額が所定支払日に支払われていなかったことを確認したため是正勧告したもの、その後は是正が図られなかったことから、捜査に着手。

捜査の結果、労働者7名に対し、定期賃金の全額（合計約130万円）を所定支払日に支払っていない疑いで、書類送検を行った。

●被疑事実

- ・事業場（法人）及び事業主について

定期賃金を所定支払日に全額支払っていないかったこと

送検条文 ➡ 最低賃金法第4条第1項

※賃金を全く支払っていない場合には、労働基準法第24条違反（定期賃金不払）と最低賃金法第4条違反（最低賃金を下回る支払）の両方に該当しますが、特別法に当たる最低賃金法第4条違反により送検しています。

■ 事例2 時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金を支払わなかった疑い ■

●事案の概要

労働者から時間外労働や深夜労働に対する割増賃金が支払われないとの相談を受け、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、時間外労働の一部及び深夜労働の全部の割増賃金が支払われていなかったことを確認したため是正勧告したもの、その後は是正が図られなかったことから、捜査に着手。

捜査の結果、使用者は、労働者2名の時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金（約12万円）を支払っていない疑いで、書類送検を行った。

●被疑事実

- ・事業場（法人）及び事業主について

時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金を支払っていないかったこと

送検条文 ➡ 労働基準法第37条第1項、第4項

令和7年度における過労死等の 労災補償状況（東京労働局分）

脳・心臓疾患の請求件数は増加76件（48.1％）増、支給決定件数は減少6件（13.6％）減
精神障害事案の請求件数は増加358件（46.9％）増、支給決定件数は増加6件（4.2％）増

◎東京労働局は、令和7年度中に行われた管下18労働基準監督署（支署）における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。

◎東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

■脳・心臓疾患の労災補償状況

（件）

区分		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	請求件数		158 (25)	158 (29)	234 (41)
	決定件数		75 (14)	136 (16)	159 (27)
	うち 支給決定件数		14 (1)	44 (2)	38 (4)
	認定率		18.7 (7.1) %	32.4 (12.5) %	23.9 (14.8) %

注1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 () 内は女性の数で内数である。

■精神障害等の労災補償状況

（件）

区分		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害	請求件数		758 (408)	763 (426)	1121 (577)
	決定件数		433 (242)	782 (427)	875 (458)
	うち 支給決定件数		117 (65)	144 (71)	150 (68)
	認定率		27.0 (26.9) %	18.4 (16.6) %	17.1 (14.8) %
うち自殺	請求件数		32 (7)	28 (4)	40 (11)
	決定件数		15 (1)	41 (8)	38 (5)
	うち 支給決定件数		9 (1)	13 (2)	13 (1)
	認定率		60.0 (100.0) %	31.7 (25.0) %	34.2 (20.0) %

注1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 () 内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

■令和7年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺 (未遂も含む)]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1) [0 (0)]	3 (2) [0(0)]	0 (0) [0(0)]
建設業	35 (1)	21 (1)	2 (0)	39 (13) [2 (0)]	42 (14) [5(0)]	15 (4) [4(0)]
製造業	8 (0)	4 (0)	0 (0)	95 (38) [5 (1)]	63 (28) [3(0)]	14 (7) [2(0)]
情報通信業	23 (3)	18 (1)	5 (0)	157 (71) [9 (1)]	122 (62) [7(2)]	20(11) [1(1)]
運輸業、郵便業	24 (1)	14 (0)	6 (0)	69 (20) [1 (0)]	58 (18) [2(0)]	10 (2) [0(0)]
卸売業・小売業	29 (5)	23 (4)	8 (0)	135 (75) [2 (0)]	113 (58) [3(0)]	10 (4) [1(0)]
金融業・保険業	8 (4)	6 (3)	0 (0)	36 (22) [0 (0)]	28 (19) [4(0)]	2 (1) [1(0)]
宿泊業、飲食サービス業	15 (2)	14 (4)	4 (1)	63 (33) [1 (0)]	54 (28) [3(0)]	20(11) [2(0)]
教育、学習支援業	6 (2)	8 (3)	2 (1)	38 (23) [1 (0)]	38 (22) [1(0)]	2 (1) [0(0)]
医療、福祉	17(12)	9 (5)	2 (1)	192(141) [5 (3)]	148(114) [4(1)]	22(16) [1(0)]
その他の事業(上記以外の事業)	69(11)	42 (6)	9 (1)	293(140) [14 (6)]	206 (93) [6(2)]	35(11) [1(0)]
合 計	234(41)	159(27)	38 (4)	1121(577) [40(11)]	875(458) [38(5)]	150(68) [13(1)]

注1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

■令和7年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺 (未遂も含む)]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
管理的職業従事者	20 (2)	24 (3)	8 (2)	34 (9) [1 (0)]	59 (17) [7(0)]	9 (3) [3(0)]
専門的・技術的職業従事者	37 (8)	32 (5)	7 (1)	323(161) [18 (6)]	270(141) [15(3)]	48(23) [4(1)]
事務従事者	40(17)	18 (8)	1 (0)	381(235) [10 (2)]	260(174) [4(2)]	32(20) [0(0)]
販売従事者	23 (2)	14 (3)	3 (0)	123 (62) [2 (1)]	88 (47) [1(0)]	9 (7) [0(0)]
サービス職業従事者	24 (7)	21 (5)	5 (1)	141 (89) [4 (2)]	96 (60) [4(0)]	24(11) [3(0)]
生産工程従事者	4 (0)	4 (0)	1 (0)	26 (8) [1 (0)]	20 (6) [1(0)]	6 (2) [1(0)]
輸送・機械運転従事者	26 (0)	14 (0)	5 (0)	42 (4) [0 (0)]	38 (7) [1(0)]	8 (1) [0(0)]
建設・採掘従事者	21 (1)	13 (1)	2 (0)	14 (1) [3 (0)]	16 (1) [4(0)]	6 (0) [2(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	22 (4)	9 (2)	1 (0)	27 (6) [0 (0)]	20 (4) [0(0)]	6 (1) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	17 (0)	10 (0)	5 (0)	10 (2) [1 (0)]	8 (1) [1(0)]	2 (0) [0(0)]
合 計	234(41)	159(27)	38 (4)	1121(577) [40(11)]	875(458) [38(5)]	150(68) [13(1)]

注1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

■令和7年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺 (未遂も含む)]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
29 歳 以 下	6 (2)	5 (1)	4 (1)	231(158) [12 (3)]	171(117) [11(3)]	29(16) [2(0)]
30 歳 から 39 歳	17 (2)	9 (0)	4 (0)	275(152) [12 (3)]	239(133) [9(1)]	37(15) [1(1)]
40 歳 から 49 歳	47 (7)	24 (2)	5 (0)	311(143) [12 (5)]	230(113) [5(1)]	45(27) [1(0)]
50 歳 から 59 歳	75(10)	61(14)	17 (2)	238 (98) [3 (0)]	181 (73) [9(0)]	29 (9) [5(0)]
60 歳 以 上	89(20)	60(10)	8 (1)	66 (26) [1 (0)]	54 (22) [4(0)]	10 (1) [4(0)]
合 計	234(41)	159(27)	38 (4)	1121(577) [40(11)]	875(458) [38(5)]	150(68) [13(1)]

注1 () 内は女性の数で内数である。

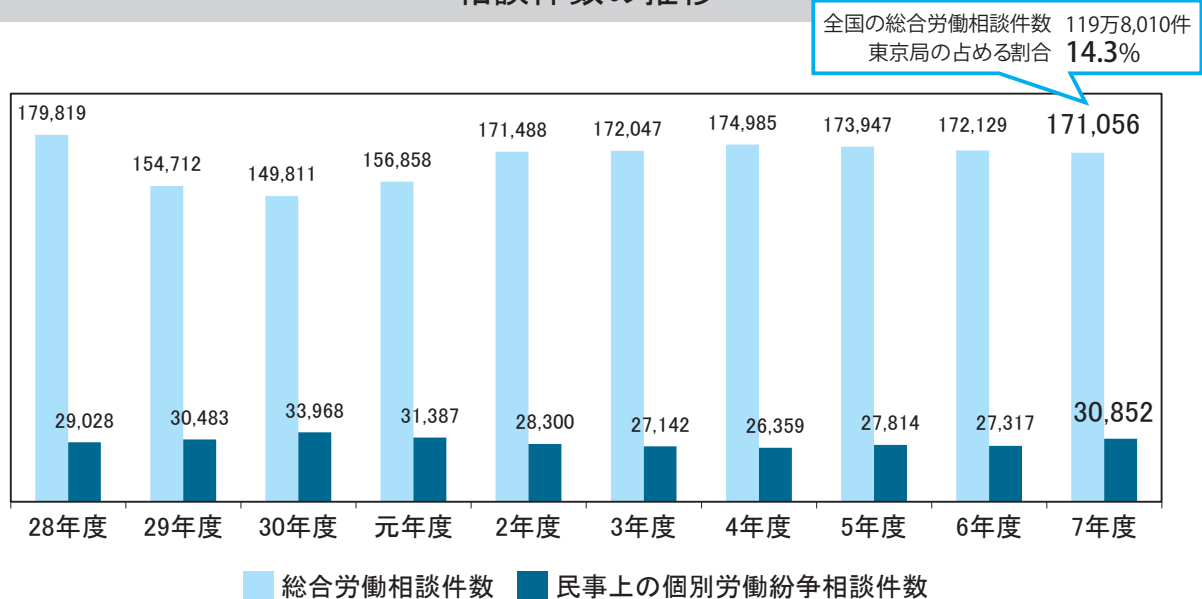
令和7年度 総合労働相談の実施状況

～「いじめ・嫌がらせ」に係る相談が引き続き最多～

都内20か所（東京労働局及び各労働基準監督署等）の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応しています。令和7年度に総合労働相談コーナーで受けた労働相談は、17万1,056件で前年度に比べ0.6%減少しています。この内、民事上の個別労働紛争相談件数は、3万852件（内訳延べ合計件数3万3,871件）で前年度に比べ12.9%増加しています。

※「民事上の個別労働紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に関するものを除く）

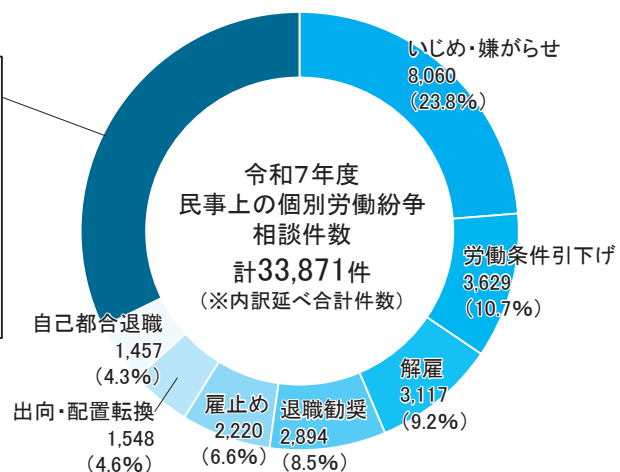
相談件数の推移



民事上の個別労働紛争 相談内容別の件数

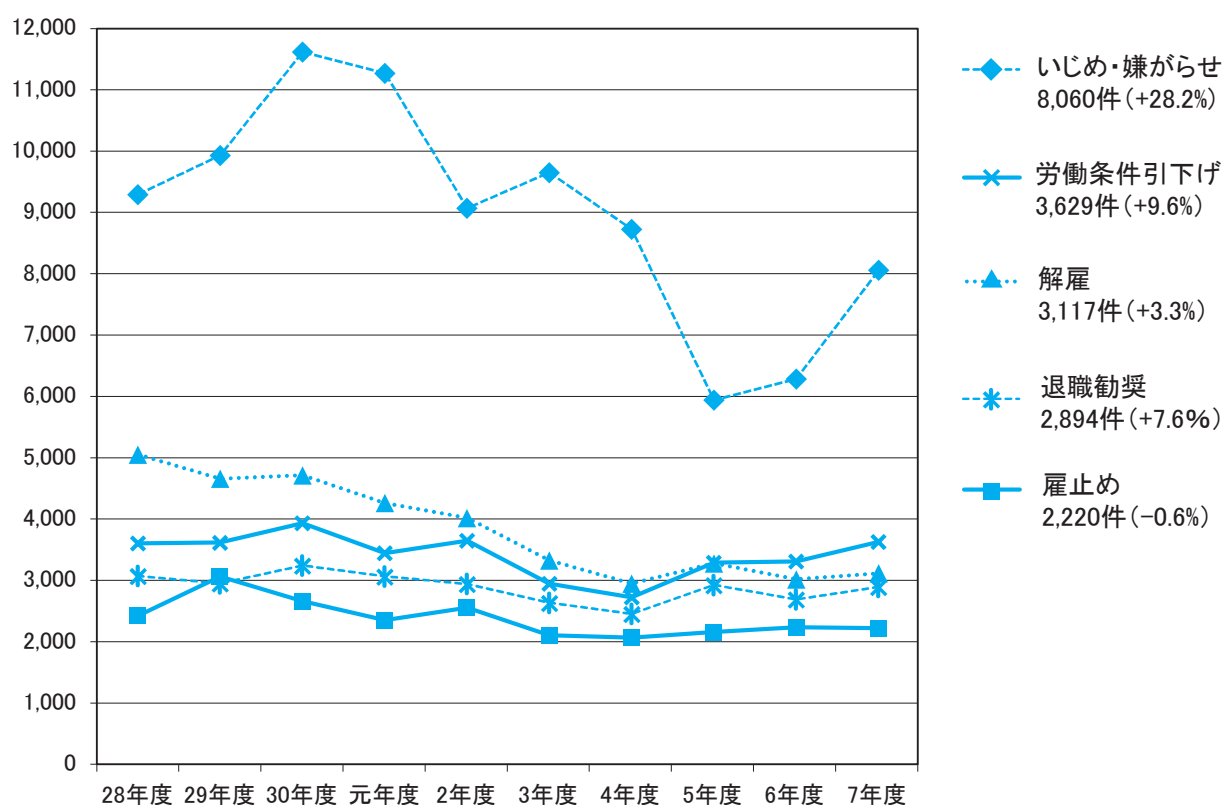
ほか 計10,946件

雇用管理改善等	894	(2.6%)
賠償	866	(2.6%)
懲戒処分	769	(2.3%)
採用内定取消	405	(1.2%)
その他の労働条件	4,523	(13.4%)
その他	3,489	(10.3%)



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移



【参考】民事上の個別労働紛争 主な相談内容別の件数推移

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	雇用管理改善等	募集・採用	その他	内訳延べ合計件数
28年度	5,054	2,425	3,071	374	2,084	1,165	3,603	1,569	9,296	457	348	3,555	33,001
	15.3%	7.3%	9.3%	1.1%	6.3%	3.5%	10.9%	4.8%	28.2%	1.4%	1.1%	10.8%	
29年度	4,660	3,061	2,951	422	2,152	1,218	3,616	1,957	9,935	478	287	3,951	34,688
	13.4%	8.8%	8.5%	1.2%	6.2%	3.5%	10.4%	5.6%	28.6%	1.4%	0.8%	11.4%	
30年度	4,715	2,660	3,243	421	2,717	1,149	3,935	2,091	11,620	475	398	4,247	37,671
	12.5%	7.1%	8.6%	1.1%	7.2%	3.1%	10.4%	5.6%	30.8%	1.3%	1.1%	11.3%	
元年度	4,263	2,352	3,064	423	2,112	1,164	3,445	1,881	11,276	447	390	3,742	34,559
	12.3%	6.8%	8.9%	1.2%	6.1%	3.4%	10.0%	5.4%	32.6%	1.3%	1.1%	10.8%	
2年度	4,017	2,555	2,943	481	1,410	1,237	3,649	1,679	9,072	489	206	3,225	30,963
	13.0%	8.3%	9.5%	1.6%	4.6%	4.0%	11.8%	5.4%	29.3%	1.6%	0.7%	10.4%	
3年度	3,328	2,102	2,634	391	1,450	1,088	2,945	1,698	9,654	486	240	3,431	29,447
	11.3%	7.1%	8.9%	1.3%	4.9%	3.7%	10.0%	5.8%	32.8%	1.7%	0.8%	11.7%	
4年度	2,948	2,068	2,453	396	1,633	1,069	2,723	2,471	8,728	610	235	3,774	29,108
	10.1%	7.1%	8.4%	1.4%	5.6%	3.7%	9.4%	8.5%	30.0%	2.1%	0.8%	13.0%	
5年度	3,279	2,155	2,924	461	1,943	1,290	3,291	3,459	5,941	711	310	4,624	30,388
	10.8%	7.1%	9.6%	1.5%	6.4%	4.2%	10.8%	11.4%	19.6%	2.3%	1.0%	15.2%	
6年度	3,018	2,234	2,690	429	1,722	1,285	3,310	3,693	6,286	746	294	4,776	30,483
	9.9%	7.3%	8.8%	1.4%	5.6%	4.2%	10.9%	12.1%	20.6%	2.4%	1.0%	15.7%	
7年度	3,117	2,220	2,894	405	1,457	1,548	3,629	4,523	8,060	894	248	4,876	33,871
	9.2%	6.6%	8.5%	1.2%	4.3%	4.6%	10.7%	13.4%	23.8%	2.6%	0.7%	14.4%	

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！ (令和8年10月1日施行)

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります(違反した者は10万円以下の過料に処されます)。

☐ 昇給の有無	}	現行の 明示事項
☐ 退職手当の有無		
☐ 賞与の有無		
☐ 相談窓口		
☐ 待遇の相違等に関する説明を 求めることができる旨	}	新たな 明示事項

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf>

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

【告示】

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

〈新たに追加された内容〉

- ・賞与(記載の充実)
- ・退職手当(新規追加)
- ・無事故手当(新規追加)
- ・家族手当(新規追加)
- ・住宅手当(新規追加)
- ・福利厚生施設(記載の充実)
- ・病気休職(記載の充実)
- ・夏季冬季休暇(新規追加)
- ・褒賞(新規追加)



改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

【告示(雇用管理指針)】

事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。

- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。

その他の改正内容や上記の内容の詳細については
同一労働同一賃金特集ページへ



問合せ先
東京労働局雇用環境・均等部指導課
TEL 03-3512-1611

最近の雇用失業情勢

○令和8年7月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.4%であり、前月より0.1ポイント低下となった。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、167万人と前月より8万人減少した。
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より15万人減少し、6,831万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より9万人増加し、6,231万人。
- ☆主な産業別雇用者を前年同月と比べると、「生活関連サービス業、娯楽業」などが増加、「卸売業、小売業」などが減少。
- ☆令和8年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.18倍であり、前月と同水準となった。
- ☆令和8年7月の新規求人倍率（季節調整値）は2.10倍であり、前月より0.06ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和8年8月）「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
6年度	2.26	3.65	16.46	1.25	1.76	7.25	6,381	8,997
7年度	2.16	3.46	15.82	1.20	1.72	6.91	6,185	8,744
8年7月	2.10	3.42	15.02	1.18	1.69	7.70	5,777	8,428

- （注意） 1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和8年7月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は357,329人（前年同月比1.2%減）で、14か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は126,886人（前年同月比0.9%減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。

有効求職者数は213,022人（前年同月比0.6%減）で、9か月連続で前年同月を下回った。一方、新規求職者数は37,634人（前年同月比3.8%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

就職件数は5,777件で、前年同月より8.1%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,501件（前年同月比10.7%減）、パートは3,276件（前年同月比6.1%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、7月の都内の倒産件数は178件（前年同月比24.5%増）であり、業種別件数では、サービス業（46件）、情報通信業（28件）、建設業（24件）、卸売業（24件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（TEL 03-5419-8609 部門コード37#）

事業主の皆様へ

最低賃金の確認をお願いします!!

令和8年10月1日から『最低賃金』が改定される予定です。

それに伴い、次の求人票に注意してください。

- ① 8月に公開し、10月1日以降も継続して公開している求人票。
- ② 10月以降に公開予定の更新予約（9月16日より受付）している求人票。
- ③ 9月以降に新規に申込みした（10月1日以降に採用予定）求人票。

※『最低賃金』は都道府県ごとに改定日が異なりますのでご注意ください。

上記①～③の取扱いは次のとおりです。

- ① 10月1日（改定）以降、改定後の最低賃金を下回る求人票は、事業主から求人票の賃金額変更の手続きが行われるまで保留といたします。

変更受付は、窓口または求人者マイページ、FAXで行います。

なお、変更依頼後、順番で処理を行いますので、即日の変更が難しい場合もございます。余裕をもつての変更依頼をお願いいたします。

- ② 10月の更新予約分（9月16日より受付）は全て『新しい最低賃金』を上回る金額としてください。更新予約分（中途求人のみ）については10月1日以降、受付順に更新をしていますが、最低賃金を下回っている求人票は、賃金確認後の更新となり、公開が遅れる場合もありますのでご注意ください。

- ③ 9月以降に申し込みいただいた求人は、極力『新しい最低賃金』を上回った金額でご申請をお願いします。

改定後の最低賃金額については、各労働局ホームページでご確認ください。

学卒求人、障害者求人につきましてもご確認ください。

ハローワーク品川

●事業所第一部門
（中途求人）

03 - 5418 - 7301

●事業所第二部門
（学卒求人）

03 - 5418 - 7302

●専門援助第二部門
（障害者求人）

03 - 5418 - 7317

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
アジア連帯委員会	港区芝2-20-12	海外支援NGO団体
(株)神戸製鋼所 東京本社	港区高輪2-22-1	製造業
品川食品加工(株)	港区港南5-3-23	貨物取扱業
(株)テクノ菱和 東京本店	港区芝5-34-2	設備工事業
社会保険労務士法人 ゆり事務所	千代田区神田佐久間町4-6	社会保険労務士事務所
リリカラ(株) 日比谷オフィス	港区西新橋1-2-9	建設業

講習会等のご案内

企画中の講習会をご紹介します。

1 行政関連の講習会

● 無料 外国人労働者労務管理説明会 10月20日(火) オンライン

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが依然として見られます。関係省庁（労働基準監督署、公共職業安定所、出入国在留管理局、警視庁）から留意点などを説明いただきます。

● 無料 労務管理講習会 11月4日(水) オンライン

一昨年度より全業種に適用となった労働時間の上限規制、近年増加する過重労働による健康障害の防止、10月より適用となった最低賃金及び支援策について労働基準監督官が最新の情報をもとに分かりやすく説明いたします。

● 無料 令和8年度 港地区健康と安全推進大会 11月10日(火)

三田労働基準監督署が港区内各団体等に呼びかけ実施する年間最大イベントです。今年度の特別講演は、「産業現場での歯科保健活動を通じて考えたこと」という演題で、東京都健康長寿医療センター研究所社会学博士野中久美子氏より講演いただきます。

2 協会企画講習会（お申込の状況により中止させて頂く場合がございます）

労務管理関係

● 有料 過労死等を防止するための労務管理 10月6日(火)

過労死等を防止するためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外、休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。具体的な事例を織り交ぜながら元労働基準監督官の講師が解説します。

● 有料 人事労務・厚生担当者実務講習会 10月15日(木)

社会保険・労働保険のしくみ、どのような「出来事」があったら「どこ」に「どんな手続き」をしなければならないか、労災保険・雇用保険・健康保険の給付についてわかりやすく解説いたします。新たに担当者になられた方、また、既に担当されている方も知識向上のためご案内いたします。

● 有料 知らなきゃトラブる！労働関係法 10月28日(水)

労働関係法令の基本を網羅し、多くの図表を用いた本論解説、関連するQ&A、補足解説などで立体的に構成され、そのほかトピックス、関連様式の記載例、就業規則の規定例なども収録した盛りだくさんの内容となっている（公社）全国労働基準関係団体連合会発行の定番テキスト「知らなきゃトラブる！労働関係法の要点」を使用して、社会保険労務士資格を持つ元労働基準監督官が経験した内容を交え、労働基準法を中心にわかりやすく解説します。

◎ **有料** 労働時間・休日・休暇の実務 11月25日(水)

重要な労働条件の1つである労働時間、休日、休暇の実務について基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

資格関係

◎ **有料** 安全管理者選任時研修(第3回) 10月22日(木)～23日(金)

安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要(労働安全衛生規則第5条)となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

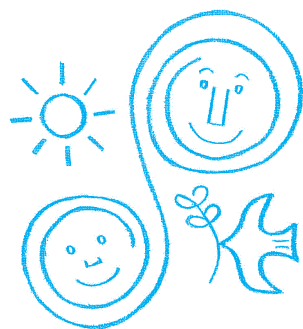
◎ **有料** 安全衛生推進者養成講習(第2回) 11月5日(木)～6日(金)

労働安全衛生法の第12条の2により常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会(第4回) 11月17日(火)～19日(木)

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。
お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-5767-1713

FAX : 03-3765-1662 Mail : zrf-kaiatsu@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

みなとみた

令和8年9月号 令和8年9月15日発行(年6回発行) 第30巻第5号通巻第177号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <https://www.mita-roukikyo.or.jp>